

大阪府路線バス人材確保事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、物価高騰の影響を受ける路線バス事業者の人材確保の取組を支援するため、大阪府路線バス人材確保事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「路線バス事業」という。）を経営する者（定期観光運送（道路運送法施行規則第十条第一項第一号イに規定する定期観光運送をいう。）のみを行う者を除く。以下「路線バス事業者」という。）であって、路線バス事業の用に供する車両であって府の区域内に使用の本拠の位置を有するものを府の区域内に所在する営業所に配置している者
- (2) 府内に所在する路線バス事業者を構成員に含む団体

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象は、大阪府内の路線バス事業の運行業務を担う人材の確保を目的として、補助対象事業者が実施する地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則（令和8年2月13日国総地第203号、国鉄都第88号、国鉄事第580号、国自旅第167号、国自技環第186号、国海内第179号、国空事第1105号）第6条に規定する交通DX・GXによる経営改善支援事業等のうち附則別表2に掲げる人材確保に要する経費に対する補助事業（以下、「国補助事業」という。）の対象であり、次に掲げるものとする。

- (1) 大型自動車第二種運転免許の取得に係る経費。ただし、採用後3か月以上継続して運転者として雇用する人材に係る経費に限る
- (2) 広報業務に係る経費
- (3) 外部団体が実施する研修への参加費用および社内で実施する研修に係る経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の合計額（消費税額及び地方消費税額を除く。）に2分の1を乗じて得た額以内とする。ただし、国補助事業として交付を受ける場合は、国補助額を、府補助額から控除するものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、知事に対し、その定める期日までに、大阪府行政オンラインシステムを利用することにより、第1号様式による補助金交付申請書を提出しなければならない。ただし、当該申請をしようとする

する者が大阪府行政オンラインシステムを利用することが困難である場合にあっては、郵送により申請することができる。

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、速やかに補助事業者に対し、第2号様式による交付決定通知書により通知するものとする。

2 知事は、補助金の不交付を決定したときは、第3号様式による不交付決定通知書により通知するものとする。

3 知事は、第1項又は第2項の規定による交付の決定をした補助事業者に係る情報のうち、当該事業者の名称等に関する情報を公表することがある。

(補助金の交付の申請の取り下げ)

第7条 補助金の交付の申請を取り下げようとする補助対象事業者は、前条第1項の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、第4号様式による交付申請取下書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(軽微な変更)

第8条 規則第6条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更であって交付決定額をこえない変更とする。

(申請内容の変更)

第9条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に該当するときは、知事に対し、第5号様式による変更承認申請書を提出しなければならない。

2 補助事業者は、規則第6条第1項第3号の規定に該当するときは、第6号様式による中止承認申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項又は第2項の規定による申請書の提出があったときは速やかに審査を行い、交付決定の変更又は中止の承認を行う場合は、第7号様式による変更・中止承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、知事は、第8号様式による事情変更による交付決定取消・変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、補助対象事業の遂行状況等について、知事から求めがあったときは、指定する期日までに第 9 号様式による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 規則第 12 条の規定による報告は、補助対象事業が完了し、国補助事業の額が確定された日の翌日から起算して 30 日以内又は知事が別に定める期日のいずれか早い日まで、大阪府行政オンラインシステムを利用することにより第 10 号様式による実績報告書兼請求書を知事に提出しなければならない。ただし、当該申請をしようとするものが大阪府行政オンラインシステムを利用することが困難である場合にあっては、郵送により申請することができる。

(補助金の額の確定通知及び交付)

第 13 条 知事は、規則第 13 条の規定により、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、速やかに第 11 号様式による額確定通知書により補助事業者に対し通知するとともに、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第 14 条 知事は、補助事業者が規則第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき、本要綱の規定に違反したとき、事業を継続できなくなったとき、また、国補助事業の補助金の交付決定を取り消された場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。ただし、補助事業者が補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後に規則第 2 条第 2 号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合を除く。

3 知事は、第 1 項又は第 2 項の規定による取消しを決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した理由を第 12 号様式による交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の経理)

第 15 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、かつこれらの補助対象事業に関する書類を、補助対象事業が完了した日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(調査等)

第 16 条 知事は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関す

る調査等を実施することとし、補助事業者はその調査等に応じなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助金の交付申請後、規則第2条第2号イからハのいずれかに該当することとなった場合は、速やかに第13号様式による該当事項届出書を知事に提出しなければならない。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和6年4月18日から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。